

つどい

第 438 号
2025.4.1発行・豊中歴史同好会
責任者 小川 滋古代の志摩国
——「志摩国神亀六年輸庸帳断簡」を中心に——
(下)
生國魂神社初詣でと真田山陸軍墓地の世界
荊木 美行
木村 幸子

古代の志摩国

——「志摩国神亀六年輸庸帳断簡」を中心に——

(下)

皇學館大学研究開発推進センター教授 荊木 美行

四、「志摩国神亀六年輸庸帳断簡」とはなに

か

そこで、その輸庸帳についてみていきま
しょう。先にもふれたように、三重県では伊賀国
に正税帳しょうぜいちようが、伊勢国に計会帳けいかいちようが、そして
志摩国には輸庸帳ゆようちようが現存します。それぞれ
異なる形式の公文書が残ることは、まことに
天の配剤よろしきを得たりというべきで、
同じ文書ばかりでは面白がありません。輸庸帳という言葉をはじめて耳にされる
かたもおられると思うので、まず、概説的

なことから解説しておきます。

「輸庸帳」とは、その名のとおりに、租庸
調として知られる律令国家の租税のうち、
庸の納入状況を記した公文書で、「伊賀国
正税帳」とともに正倉院に伝来した文書で
す（「伊勢国計会帳」も、現在は庫外に流出しているが、
もとは正倉院に伝来した文書である）。文書の冒頭
に「志摩国司解 申神亀六年輸庸事」とあ
ることから、志摩国司が「解」という上申
文書の形式をとっていたことが判明します
が、『延喜式』巻十一、太政官8弁官牒式
条によれば、直接には弁官に進上されたようです。正倉院には、ほかにも戸籍・計帳
など、諸国から提出された、種々の公文書
が残っていますから、輸庸帳も実際に提出
された原文書とみてよいでしょう。文書の
おもてに志摩国の国印が押されていること
も、それを裏づけています。この「志摩国神亀六年輸庸帳断簡」が史
料としてすぐれているのは、神亀六年（七二
九）のものであることがはっきりしている点
です。提出された年次がわかるのは、この
文書を研究するうえで重要です。神亀六年
は、閏二月に長屋王の変が起きたことで一
般にも知られています。八月五日には「天
平」に改元されています。輸庸帳は、貢調使こうちようし（後述参照）となった国
司が庸を運京する際に物品とともに持参し
ますが、養老賦役令ぶやうふくりよう3調庸物条によれば、